

## 失語症者への支援の主な論点について

現状および課題	方針（案）
<p><b>【養成について】</b></p> <p>➤養成については、国の研修（失語症者向け意思疎通支援者指導者養成研修）を受講できるのが各都道府県で毎年度2名（言語聴覚士に限る）。</p> <p><b>（参考資料 1）</b></p> <p>・「失語症者向け意思疎通支援者指導者養成研修」の開催について（平成 30 年 6 月 26 日付け一般社団法人日本言語聴覚士協会）</p> <p><b>【派遣について】</b></p> <p>➤国は、基本的には盲ろう者通訳介助者派遣制度と同様の取組みを想定。大阪府の失語症者数を 16 千人（全国の失語症者数は 20～50 万人と推計されており 20 万人の大阪府の人口の 8%として 16 千人）として、そのうちの 10%の 1600 人が制度を利用したとしたら、年間 10 億円が必要（盲ろう者通訳介助者派遣制度は制度利用者が約 100 名で年間予算約 1 億円）。</p>	<p><b>【養成について】</b></p> <p>➤国の定める「失語症者向け意思疎通支援者」のカリキュラム 80 時間 ÷ 6 時間/週 ÷ 14 週 = 3.5 カ月</p> <p>➤これまでに、3 名が国の研修を受講。来年度は 2 名が受講予定。よって来年度末には、5 名の講師が確保できる。</p> <p>➤なお、国の指導者養成研修を修了した言語聴覚士については、府に登録。</p> <p><b>（参考資料 2）</b></p> <p>・失語症者向け意思疎通支援者の養成カリキュラム等について（平成 30 年 3 月 29 日付け障企自発 0329 第 1 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室長）</p> <p><b>【派遣について】</b></p> <p>➤派遣制度は、盲ろう者のように同行援護のメニューの中に失語症者を対象とするのが現実的。</p> <p><b>（参考資料 3）</b></p> <p>・平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定の概要 第 2.5.(3) 同行援護（平成 30 年 2 月 5 日障害福祉サービス等報酬改定検討チーム）</p>

### 【総合支援法上の問題点】

- 国は、失語症者向け意思疎通支援に関し、養成は都道府県、派遣は市町村の役割としている（「参考資料2」参照）。
- 総合支援法第 78 条（都道府県の実施義務を規定）で養成した者を、第 77 条（市町村の実施義務を規定）で派遣するのは法の趣旨に照らし妥当か。
- 財政制度的にも、市町村が派遣する人材を都道府県が養成するのなら、市町村が応分の負担をすべきではないか。

### （参考資料 5）

- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律<<抜粋>>
- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則<<抜粋>>

### 【総合支援法上の問題点】

- 引き続き、国に提言。

### （参考資料 4）

- ・失語症者向け意思疎通支援事業について（障がい者福祉施策の推進に係る提言（論点整理）平成 30 年 9 月大阪府福祉部障がい福祉室）

## 失語症者への支援のイメージについて

### ○養成について

- 以下の3類型をベースとして養成していく。
  - ① 80 時間全て受講する人（福祉事業所等の職員等を想定。リーダー。）
  - ② 20～30 時間程度受講する人（当事者パートナー）
  - ③ 小売業や旅客業などの業界団体の担当者など例えば1日分を受講する人。

### ○派遣について

- 府の講習の修了者（リーダー、パートナーに限る。）がいる事業所を「認証」・「公表」するような取組み。

### ○その他

- 定期的な連絡会を大阪府、大阪府言語聴覚士会、大阪府失語症友の会等連絡会とで行う。